人物が跪くのはどのような場面なのか

日高 慎

埴輪研究会誌 第25号 抜刷

2021年8月

人物が跪くのはどのような場面なのか

日高 慎

はじめに

2019年5月11日の埴輪研究会茨城巡検において、常陸大宮市一騎山4号墳の跪く人物埴輪を 久方ぶりに実見した。いわゆる跪く人物埴輪は、群馬県太田市塚廻り4号墳や伝茨城県桜川市青 木出土品など、ほぼ水平の場所で両手を前にして足は正座もしくはつま先を下に向ける体勢をとっ たものである。一騎山4号墳の例は、足はつま先を下に向けていると思われるが、体の前の部分 が高くなっており両手をその高まりに置く体勢となっている。さながら跳び箱に両手をついた瞬間 のようにも見え、非常に特異な形状をなしている(写真 1)。

私は、東京国立博物館に勤務していたときに、特集陳列「古墳時代の人々-人物埴輪の表情と所作-」(2009年3月17日~2009年9月6日)において、奈良県三宅町石見出土の男子人物埴輪(J-23826)を「埴輪 跪く男子」として展示したことがある。両手を前下方に向け胴部を垂直に立てると顔が上方を向いてしまい、両手を真下に向けると体は斜めになるが顔は正面やや下を向き



写真 1 一騎山 4 号墳の跪く人物埴輪

違和感がないことから、跪く人物と考えた。上記の各古墳出土の埴輪以外にも、各地で跪く人物埴輪は出土している。これらの両手を前についた跪く人物埴輪と呼ばれるものは、それぞれ同じ情景・意味を示しているのだろうか。本稿では、文献史学による跪伏礼・匍匐礼に関する研究史を紐解きつつ、跪く人物埴輪の意義について改めて考えてみたい。

1. **跪く人物埴輪の姿**(第1図)

跪く人物埴輪の類例については、すでに黒澤彰哉 (2008)、河内一浩 (2017)、黒崎淳・小森哲也 (2018) らによって集成がなされている。筆者が確認した資料を含めて福島県 2 例、茨城県(推定を含む)7 例、千葉県 3 例、群馬県 3 例、石川県 1 例、奈良県 1 例、大阪府 1 例、和歌山県 1 例、佐賀県 1 例、宮崎県 1 例などが知られており、出土地不明の資料も数例確認される。黒崎・小森が示した栃木県真岡市鶏塚古墳例は、何とも言い難い台部の破片であって別の姿態の埴輪となる可能性があり、千葉県横芝光町殿塚古墳例(いわゆる「はいもとろう人」)は(城倉編 2017)、手が前方を向いており別の姿態となる可能性がある。茨城県東海村茅山古墳例についても、両手を高まりにつけていないようなので、別の姿態となる可能性がある。これらの資料は、上記の数からは除外した。いずれにせよ、福島県から宮崎県まで確認されているから、ほぼ全国でみられる姿である。古墳時代の日本列島における共通の習俗を表している可能性が極めて高いと言えるだろう。

河内一浩は人物が乗る台の有無や人物の脚表現から、3つのタイプに分類した(河内前掲)。

A タイプ:基部の上に床を設け、その上で跪く

Bタイプ:床の表現がなく跪く

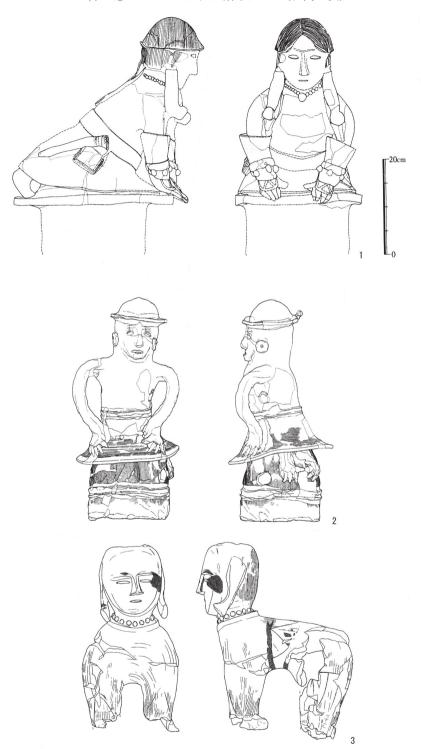
C タイプ: 両手・両足を地につけて這う姿勢で、跪くというより四つん這い

これらのタイプの他に一騎山4号墳にみるような、高低差があって両手を高まりに置くという 形状がある。Dタイプ:両手を高まりに置いて跪くような姿勢、としておこう。

河内が示したように、下半身を欠失している場合にはタイプを特定するのは難しいが、Aタイプは九州から関東地域で確認でき、Bタイプも近畿や北陸、関東地域で確認できる。Bタイプは Aタイプの床を省略した可能性もあろう。Cタイプは茨城・千葉県でのみ確認され、Dタイプは今のところ茨城県常陸大宮市一騎山 4 号墳に限定される。よく似た表現をもつ茨城県東海村茅山古墳(2体)は、高まりに剝離痕がないので、両手は高まりに置いていたのではなさそうである(東海村教育委員会 2006)。お尻を地面に着けて座るような形であり、跨っているような状態であることから、一騎山 4 号墳例とは別の姿態となるのかもしれない。両手を高まりに置いていないのであれば、跪く姿勢とはならないので、跪くかどうか未詳としておき、ひとまず Dタイプには含めない。

ほぼ日本列島全域で確認できる A・B タイプは、共通した場面での儀礼を表している可能性が高く、共通した儀礼のなかで跪く姿といえるだろう。C タイプは、座っているというよりも四つん這いの姿であり、跪いている訳ではなく這って歩く姿であろう。D タイプは高まりに両手を置いて登っているようにも思えるが、一騎山 4 号墳の足は小さく揃えているような表現にも思われるので、現状では歩いているというよりは跪いている可能性が高いだろう。

A・B タイプがおそらくほぼ平らな場所で跪く姿であり、C タイプは四つん這い (匍匐)、D タ



第1図 跪く人物埴輪

(1: A タイプ-塚廻り 4 号墳、2: B タイプ-矢田野エジリ古墳、3: C タイプ-神谷作 101 号墳)

イプは高まりに両手をついて斜めにはなっているが跪いている姿である可能性が高いといえよう。

2. 跪く人物埴輪についてのこれまでの見解

跪く人物埴輪についてまとまった見解が示されるようになったのは、近年になってからである。 類例に乏しいことが言及されにくかった原因の一つといえるが、これまでに示された諸見解につい て、若干振り返っておこう。

八木奘三郎は、新発見の茨城県行方市不二内古墳の人物埴輪を解説した際に、跪く人物について『後漢書』、『魏志倭人伝』、『日本書紀』、『続日本紀』などに記載された跪拝をもとに、「我国の特有なる風習は全く跪坐なりし事明かなれば今此土偶を得て益真事実なるを證するにたらん」と述べた(八木 1897b: p.450)。後藤守一は、不二内古墳の事例を跪く人物と述べた上で「何の為にこのすがたをとつたのかは明らかでない」としている(後藤 1942: p.71)。小林行雄は、跪いた男子や椅子に腰かけた男女、琴を弾いたり壺などを捧げたりする姿態をもとに「神を祭る儀礼の場に臨んである人々の姿を表はすもの」と理解した(小林 1944: p.109)。増田精一は、伝茨城県桜川市出土の牡鹿の被り物をつけた跪く人物埴輪について、「籠手をつけ、刀剣を佩び、両手を地につけて、いかにも恭敬の意を示す」姿と捉えている(増田 1976: p.147)。

水野正好は、形象埴輪群像を「首長権(霊)継承儀礼」の場面であると述べたが(水野1971・1974)、「ひざまずく人の埴輪、鹿角の帽を被り、坐り、まもなく立ち上がり乞食人の歌をうたう」と万葉集にある乞食人のうたをひいて説明しようとした(水野1991:p.31)。橋本博文は、群馬県太田市塚廻り古墳群の形象埴輪を論じる中で、4号墳の跪く人物について「振り分け髪の跪坐する男子が同じ髪形の倚坐する男子に対して両手をつき、亡き首長の遺徳を称え、新首長への忠誠を誓うべく誄を行っている」と評価した(橋本1980:p.345)。橋本のこの評価は、この後の諸見解に大きな影響力をもった。萩原恭一は、千葉県印西市江川古墳の、Cタイプ(四つん這い)の人物埴輪を紹介した際、文献史料にみられる殯宮儀礼での匍匐を表したものと解釈した(萩原・能勢2005:p.117)。河内一浩は、A・Bタイプの跪く人物とは、橋本博文も述べるように殯における誄を行っている姿であると理解している(河内2017:p.172)。稲村繁は、茨城県東海村茅山古墳出土の高まりを跨ぐようにした人物埴輪の評価をめぐって、「塚?にひざまづく人物」(稲村2006:p.152)ととらえて、「塚状のものが古墳であるとすれば、古墳祭祀の一場面を表現している可能性が高くなろう」と評価したのである(稲村前掲:p.152)。塚田良道は、『魏志倭人伝』や『日本書紀』にみられる跪礼の記述から、「人物埴輪の跪坐は、倚坐や胡坐の貴人に対する拝礼をあらわした坐り方だったと理解できよう」とした(塚田2000:p.24)。

以上、これまでの諸見解をみてみると、跪く人物埴輪が最初に発見された当時は、八木奘三郎が述べるように、葬送儀礼との関りではなく文献にみられる儀式中の跪(伏)礼や匍匐礼などにその姿を見出そうとしていたのに対して、橋本博文が殯における誄をおこなっている姿であるという評価を下して以降は、葬送儀礼との関わりで理解しようとする意見が多くなっていったようである。これらの見解の相違は、人物埴輪を中心とした埴輪群像がどのような場面を表しているのか、ということに直結する問題といえよう。周知のように、埴輪の意義については様ざまな見解が存在する

ので(日高 2015)、各研究者がどのような立場で考えているかによって、評価が異なってくるわけである。

3. 文献にみられる跪伏礼と匍匐礼について

埴輪にみる跪く人物あるいは四つん這いの人物とは、葬送儀礼の中での姿と考えてよいのであろうか。ここからは、文献にのこる跪伏あるいは匍匐(四つん這い)についての諸研究をみていきたいが、まずは『魏志倭人伝』の記述を示しておこう。読み下しは筧敏生に従う(筧 2000)。

- (a) 其ノ会同・坐起ニハ、父子男女別無シ。人性酒ヲ嗜ム。大人ノ敬スル所ヲ見レバ、タダ手を 搏チ、以ツテ跪拝ニ当ツ。
- (b) 下戸、大人ト道路ニ相逢へバ、逡巡シテ草ニ入ル。辞ヲ伝エテ事ヲ解クニハ、或ハ蹲リ或ハ 跪キ、両手ハ地ニ拠リ、之ガ恭敬ヲ為ス。対応ノ声ヲ噫ト曰フ。比スルニ然諾ノ如シ。

a の記述については、手を打つ行為が何に対する誰の行為なのか、これまで様ざまな解釈が示されてきたが(筧 2000: pp.132-133)、筧敏生は「『魏志倭人伝』における拍手礼のありかたを、支配層に属する人々のうちで特に敬意を受ける特定階層に人々への儀礼であった」とした(筧前掲:p.133)。佐伯有清は「「跪拝」をしないで、単に両手を打ち合わせるだけなのは、倭の「大人」が、一般民衆と隔絶した地位にいなかったことを暗示している」と理解した(佐伯 2000: p.189)。倭人社会が中国とは異なる習俗をもっていたから、書き留められたということになろう。

一方で、跪拝を示すりの記述について熊谷公男は、「下戸が大人と道で会ったばあいは、後ずさりして道路わきの草むらに入って道をあけ、「伝レ辞説レ事」すなわち「モノマヲス」ときにはうずくまったり、ひざまずいたりした姿勢で両手を地面について、恭敬の意をあらわした」とし(熊谷1999: p.41)、「跪伏礼は、支配ー隷属の社会関係のなかで言語による意思の伝達に際してとられる作法として、おそらく弥生時代以来の列島社会で、広汎に行われていた礼であった」としたのである(熊谷前掲: p.42)。跪く人物埴輪についても、跪伏礼の姿勢を表現したものととらえた。

武光誠は、『梁書』、『魏書』、『周書』、『北史』、『通典』、『新唐書』にみる東夷伝中で高句麗、百済、新羅それぞれに跪伏礼のあることを示し、「ひざまずいて敬意をあらわす跪礼と匍匐礼は、六・七世紀ごろまでの日本と朝鮮三国を含む地域で広く行われた礼儀であった」とし(武光 1998:p.153)、さらに「跪伏礼や匍匐礼は、中国のものと異なる習俗の一つであった」と理解した(武光前掲:p.159)。また、推古朝以降に立礼を採用していくようになることについては、「日本古代の礼の方法は三世紀以前から朝鮮三国と共通の跪礼であったが、推古朝に外交の場で唐風の立礼が採用されたことを契機に孝徳朝、天武朝を経て立礼に変わっていたのである」と捉えた(武光前掲:p.158)。

『日本書紀』にみる跪伏礼と匍匐礼について、いくつか見ておこう。以下、『日本書紀』の読み下しは『日本古典文学大系』に従う(坂本ほか校注 1965)。

推古十二年(604) 九月条は以下の通りである。

秋九月に、朝禮を改む。因りて詔して曰はく、「凡そ宮門を出で入らむときは、兩つの手を以て 地を押し、兩つの脚をもて跪きて、梱を越えて、立ちて行け」とのたまふ。

新川登亀男は、「小墾田宮の宮門を通るときは、両手と両脚を地につけて進み、宮門の梱を越え

たら、今度は朝廷を立って行け」とよみ(新川 1999:p.22)、これが天武十一年の匍匐礼廃止の起源になったとしたのである。

天武十一年(682)九月条は以下の通りである。

九月の辛卯の朔壬辰に、勅したまはく、「今より以後、跪禮・匍匐禮、並びに止めよ。更に難波朝廷の立禮を用ゐよ」とのたまふ。

匍匐礼は改めて停止をうたっていないのに対して、跪伏礼はこの後もしばしば停止が叫ばれているので、跪伏礼はこれ以後も存続していたようである (新川前掲:p.25)。新川はワニ氏伝承なども含めて、跪伏礼が匍匐礼と連動しておこなわれたものであることを論じ、「五世紀後半から六世紀前半にかけて定着化したものと思われる。百済や新羅の跪礼が、この時期に倭へ伝えられたり、倭の五王の時代に接した中国南朝の跪礼が直接受領されたりしたためであろう。ただし、それは跪礼の方であって、いかに両者が連動しえたとしても、匍匐礼の由来とは一応区別されなければならない」とした (新川前掲:p.28)。

小笠原好彦は、飛鳥で多く確認されている敷石遺構の形状をもとに類型化し、A~G型に分類した(小笠原 1994)。さらに、その性格について「飛鳥京跡、石神遺跡、稲淵川西遺跡にみられる敷石広場は、一中略一この時期の宮廷で跪伏礼が定着したことを、まさに示すもの」と評価した(小笠原前掲:p.134)。推古朝以降の飛鳥時代に、敷石広場で跪伏を伴う儀礼が遂行されていたとし、それは『魏志倭人伝』にみる跪拝にまで淵源がたどれるとしたのである。

跪伏礼の記述を口頭政務との関わりで論じた熊谷公男は、「律令制以前の口頭政務は、申政するものが聴政をする大王・上位者のいる殿前または庁前にまで匍匐礼で進み、そこで跪伏して口頭でマツリゴトを申す、という形を取っていたとみられる」と述べ、慶雲元年(704)、同四年と立て続けに跪伏礼の停廃が命じられた理由として、「ちょうど大宝律令が施行された直後で、読申公文方式による政務処理が本格的に励行されはじめた時期にあたっているとみられる。ところで読申公文は、公文を読み上げる作法であるから、文書を両手で持つ必要がある」として跪伏礼の姿勢がこれに適していないことを指摘した(熊谷前掲:pp.51-52)。

東アジアの跪礼を論じた筧敏生によれば、「中国社会では、跪礼は特殊な拝礼の仕方であったというべきだろう。立礼を基本とし、皇帝や皇帝の祖先に対する跪礼など、身分的上下関係が決定的な場面、また皇帝の存在を前提とする物品の授受などに、跪礼は基本的には限られていた」とし、日本の場合には『日本紀略』弘仁九年(818)三月丙午条にも跪礼が払拭されていない状況がみられることから、「跪礼の忌避・衰退は、中国的な儀礼の受容と揆を一にするものと通例は捉えられているが、逆にみれば、七~九世紀にかけて跪礼を排除し続けなければならなかったことは、跪礼の伝統の根強さを示す」と理解したのである(筧 2001:p.8)。

門田誠一は、唐代の跪拝俑や後漢代から隋代の跪拝俑の存在を示すとともに、前漢から後漢代の画像石のなかにも跪拝の姿勢を示すものがあることを指摘している(門田 2019)。中国古代の様ざまな坐法を考察した藤野岩友は、「跪については、説文解字に、跪は拝する(所以)なり。足に从ひ、危の声。(巻二下、跪字)」と紹介している(藤野 1976:p.296)。

以上のような文献史料等をもとにすると、古墳時代においては、跪伏と匍匐はいずれも敬意を表

す場あるいは口頭政務の場でおこなわれた基本姿勢であったと言えるだろう。私は、6世紀中葉の継体朝以降に「人的支配・土地支配が再編され、そこに文字(木簡等)による貢納管理を始めとする行政上の変革がなされるようになった」可能性を指摘したことがある(日高 2020a:p.356)。しかしながら、これまでの発掘調査で古墳時代の木簡等は発見されておらず 1)、基本的には文書によらない口頭政務という形態であったはずである。古墳時代のそのような場面において、跪伏と匍匐が重要な役割を担っていたことは間違いないだろう。

人物埴輪における、A・B タイプが跪伏の姿を示しており、C タイプは匍匐の姿を表していると考えられる。同じ古墳出土品で、跪伏と匍匐の人物埴輪の両方が存在する事例は知られていないので、新川が論じたように両者が一連の動きであったかどうかは未詳だが、今は跪伏礼と匍匐礼の両方の姿が存在することを確認しておきたい。高まりに両手をついて跪く姿の D タイプについては後述することとする。

それでは、跪く人物埴輪が、跪伏礼と匍匐礼の姿として敬意を表す場あるいは政治の場、すなわち生前活動の場面を表していると理解して良いのだろうか。前述したように、考古学の立場からは葬送儀礼の場とする意見が強い。次には、葬送の場面における跪伏・匍匐について述べていきたい。

4. 葬送の場における匍匐

萩原恭一が論じたように、匍匐の姿は殯宮儀礼のなかに認められるものである(萩原・能勢2005)。和田萃は、『古事記』での伊邪那美命が亡くなったときに「伊邪那岐命は御枕方に匍匐い、御足方に匍匐って哭いたことがみえる」とし、また『日本書紀』仁徳即位前紀にも殯宮における匍匐礼がみられることを指摘した(和田1995:p.27)。跪く人物埴輪が、殯における誄を奏上する姿であると捉える橋本博文は、「誄は単に亡き首長の事績・威徳を偲ぶだけではない。旧首長と新首長とのつながりや誄の奏上者と首長との関係を確認する首長権継承の儀式の重要な一要素であった」と述べている(橋本1992:p.88)。

次には、萩原も引用する『万葉集』巻 2-199 の高市皇子尊の城上の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂の作りし歌を挙げる。読み下しは『新日本古典文学大系』に従う(佐竹ほか校注 1999)。

…使はしし 御門の人も 白たへの 麻衣着て 埴安の 御門の原に あかねさす 日のこと ごと 鹿じもの い這ひ伏しつつ ぬばたまの 夕に至れば 大殿を 振り放け見つつ 鶉なす い這ひもとほり 侍へど…

この歌を詳細に検討した尾畑喜一郎によれば、『古事記』神代段、景行天皇段などにもみられる 匍匐について、中国の葬礼からの影響とするのは『礼記』門喪に「「孝子親死、悲哀志懣、故匍匐 而哭レ之」とあるのを拠り所とするのだが、併しこれが果たして、葬礼としての「匍匐」なのかは 再検討の要があろう」とした上で(尾畑 1981:p.16)、『大漢和辞典』にみる用例からは中国の葬礼 との関わりが見出せないとした。そして、推古紀や天武紀などにみられる跪伏礼や匍匐礼の存在や 朝鮮半島における類例などから、「「匍ひもとほる」葬礼の方式は、古代の朝鮮、ましてや中国の葬礼からの影響になるものでも、またそれが日本に流入したものでもなかつたろう」と理解して(尾 畑前掲:p.21)、『魏志倭人伝』の時期から「永い年月の間に、貴人に敬意を表する跪礼と、死を悼

み悲しむ匍匐礼への途を歩むに至った」とされたのである(尾畑前掲:p.22)。

尾畑の理解が首肯されるのであれば、葬送の場においては匍匐が相応しいことになり、跪伏は口頭政務の場での在り方と理解できるのかもしれない。しかしながら、前述のように新川登亀男は跪伏礼が匍匐礼と連動しておこなわれたものと理解しているので、その意味で、匍匐も口頭政務の場で行われた動作であるとも言えるわけである。

森田克行は、大阪府高槻市今城塚古墳出土の五指が表現された獣脚について、柿本朝臣人麻呂のうたにある「鹿じもの い這ひ伏しつつ」という表現にあたるとして、殯宮儀礼における匍匐礼を示していると考えたが(森田 2011:pp.55-56)、その後今西康宏による奈良県天理市小墓古墳の獣脚との類似から猿の可能性があるという指摘を経て(今西・渡井 2015)、「殯宮での鎮魂儀礼に登場していた雌猿の実態があってはじめて、後世に、天窟戸神話にみえる天鈿女命の「作俳優」をベースにした猿女君の出自譚の構想が生起するわけで、やがて鎮魂祭での楽舞を伴う猿女君の奉仕という形で昇華したもの」と述べるに至った(森田 2017:p.51)。今西康宏は、全国の猿形埴輪を集成するなかで、親子の表現から、「広く子孫繁栄の意味を内包するというのが母子を表す猿形埴輪の基本的な性格であろう」と述べている(今西 2018:p98)。

柿本朝臣人麻呂の歌は、殯宮における挽歌として歌われたものであり、そこに匍匐が登場することは間違いない。しかし、跪伏礼および匍匐礼を相互に関係があるものとするならば、葬送の場に限定されるものではない。むしろ、口頭政務の場での在り方と通底するものとして、儀礼の場面で行われた動作であったと理解できるのではなかろうか。人物埴輪を中心とする儀礼がいかなる場面を表しているのかは、諸説あり定見を得ていないが(日高 2015)、跪伏と匍匐の人物埴輪が存在していることは、葬送ではない儀礼の場面を表していると理解した方がよいのではなかろうか。

5. 跪く人物埴輪の場面とは

ここまで、跪く人物埴輪が表す場面について、文献にみられる跪伏あるいは匍匐の例から様ざまな可能性を指摘してきた。結論に進む前に、常陸大宮市一騎山 4 号墳で確認された高まりに両手をついて跪く D タイプについてまとめておこう。よく似た表現をもつ茨城県東海村茅山古墳例は、高まりに剝離痕がなく両手は高まりに置いていたのではなさそうなので、違う姿であった可能性があり、高まり自体も先端がやや尖るような特異な形状である。しかし、茅山古墳例について稲村繁は、塚状の高まりに対して跨ぐように跪いていると理解し、「塚状のものが古墳であるとすれば、古墳祭祀の一場面を表現している可能性が高くなろう」とした(稲村 2006:p.152)。すなわち、D タイプが古墳という高まりの斜面で跪伏している姿と理解したのである。一方で、前述したように、跪伏と匍匐の人物埴輪が葬送ではない儀礼の連続した場面であったとするならば、高まりに両手をついて跪く姿はどのように解釈できるのだろうか。

私は、岡田精司が述べた『日本書紀』にみる大王就任儀礼における壇あるいは壇場について(岡田 1983)、発掘調査で検出されている遺構との関わりを述べたことがある(日高 2020b)。典型的なものとしては、京都府城陽市森山遺跡の方形区画溝内に盛土が確認されるとともに、竪穴住居などの遺構がみられないことから、この遺構を壇あるいは壇場なのではないかと考え、古墳時代の王

権(首長権)継承儀礼の場であった可能性を指摘した。また、類例となりそうな遺構が各地でみられることも紹介した。

『日本書紀』天武天皇二年(642)二月条には、以下のような記述がみられる。

二月の丁巳の朔癸未に、天皇、有司に命せて壇場を設けて、飛鳥浄御原宮に即帝位す。

壇場は古訓ではタカミクラと訓んでおり、いうまでもなく後の高御座である(岡田 1983:p.13-14)。 壇あるいは壇場で即位するという記述は雄略、清寧天皇などでもみられるものの、参列者の動きは 書かれていないので、立っていたのか、坐っていたのか、はたまた跪伏していたのかは不明である。しかし、上述のように口頭政務や様ざまな儀礼の場面で跪伏や匍匐の姿勢がみられることからすれば、参列者が跪いていた可能性は極めて高いのではなかろうか。常陸大宮市一騎山 4 号墳の高まりに両手をついて跪く人物埴輪について、王権(首長権)継承儀礼における壇あるいは壇場に対して跪いているとみることも、あながち荒唐無稽とはいえないだろう。

『日本書紀』皇極天皇元年(642)八月朔条には、以下のような記述がみられる。

八月の甲申の朔に、天皇、南淵の河上に幸して、跪きて四方を拜む。天を仰ぎて祈ひたまふ。 即ち雷なりて大雨ふる。遂に雨ふること五日。溥く天下を潤す。

これは、元旦四方拝あるいは天地四方拝と呼ばれる儀礼の起源と目される記述であり(井上 1998、渡辺 2009、佐野 2016 など)、飛鳥の地で石を用いた数々の施設をとにかく造った天皇として著名な皇極(斉明)が執り行った儀礼の様子である。渡辺瑞穂子は、「皇極天皇の四方拝は、祈雨を目的として臨時に飛鳥の水源地である南淵で四方に跪拝がおこなわれたもの」であるとした(渡辺前掲:p.76)。天皇が跪拝をおこなった稀有な事例である。また、藤原京跡右京九条四坊の大神龍王呪符木簡は「七里の外へ水などを追い出すという願意を、四方の神である大神龍王に祈った内容」が書かれているものと理解した(渡辺前掲:p.84)。7世紀末から8世紀初頭のものであろう。

佐野真人は、9世紀前半あるいは末ころの成立といわれる『内裏儀式』の四方拝によれば、「天皇は属星座に着き、北面して属星の名を唱え再拝する「属星拝」、座を移しまず北面して天に再拝、次に北西へ向き地に再拝、次に四方を順次拝礼する「天地四方拝」、さらに座を移して二陵を両段再拝して遥拝する「陵拝」の三要素がある」としているが(佐野 2016:p.73)、座に着きあるいは座を移し、などと記載されているので、基本的に跪拝であった可能性が高いと思われる。

天地四方拝と同様の儀礼が皇極天皇のときには確認できることは、ここがこの儀礼の始原ともいえようが、それ以前からの伝統を引き継いでいた可能性もある。なぜならば、佐野真人は、「天子が天地四方を配する根源を『礼記』に求めるとすると、日本における『礼記』の伝来とその思想の受容について考えなくてはならない。我が国への『礼記』の伝来は古く、継体天皇朝の五経博士の渡来にまで遡る」とされ(佐野前掲:p.64)、さらに「推古天皇朝までに『礼記』を含む経籍が五経博士によって我が国に伝えられた」としているからである(佐野前掲:p.66)。このような天皇(大王)による神を祭る儀礼が存在していたならば、それと同様の儀礼が各地の首長に伝えられて執行されていた可能性は極めて高い。跪く人物埴輪は首長像ではないだろうから、儀礼での参列者を表していることになろうか。

以上をまとめると、跪く人物埴輪が表す場面は、敬意を表す場、口頭政務の場、葬送儀礼(殯)の場、

王権(首長権)継承儀礼の場、神を祭る祭祀の場などが考えられることになる。これらのいずれに相当するのか、それともすべて相当するものであるのかが問題となろう。先に、新川登亀男が跪伏礼と匍匐礼とは連動しておこなわれたものと述べていることを紹介したが、そうであるならば、もっともふさわしいのは口頭政務の場といえるかもしれない。もちろん、『魏志倭人伝』にみる敬意を表す場もあり得よう。人物埴輪を中心とする場面について、私は、被葬者の生前の神を祭る儀礼を示していると考えてきた(日高 2015:pp.30-32 など)。その意味では、皇極紀にみる天地四方拝など神を祭る祭祀儀礼の場というのも捨てがたい。いずれにしても、葬送儀礼(殯)の場と考えるのは難しいのではないか、ということを述べておきたいと思う。

おわりに

ここまで、一騎山4号墳の人物埴輪にはじまり、跪伏や匍匐を示す人物埴輪について、文献史料をもとに議論をしてきた。様ざまな可能性があるなか、現状ではどれかに限定することはできないが、生前の儀礼場面という認識を覆すものではなさそうである。もちろん、葬送儀礼(殯)の場も可能性はある。諸賢のご批判を切に乞うものである。

謝辞

写真1につきましては、萩野谷悟氏のご高配により常陸大宮市歴史民俗資料館から提供していただきました。記して謝意を表します。今西康宏氏、東京学芸大学附属図書館、東京都立大学図書館には、文献入手にご協力をいただきました。また、多くの先学による研究成果をもとにして、本論文を作成いたしました。学恩に感謝いたします。

註

1) 佐々木憲一が、古墳時代にかかる様ざまな文字資料を詳細に示しているので参照してほしい(佐々木 2020)。

引用・参考文献

稲村繁 2006 「埴輪について」『常陸茅山古墳』pp.137-161 東海村教育委員会

井上亘 1998(1995) 「元日四方拝成立考」『日本古代の天皇と祭儀』pp.228-254 吉川弘文館

今西康宏 2018 「畿内の猿形埴輪」 『埴輪論叢』 8 pp.87-100 埴輪検討会

今西康宏・渡井彩乃 2015 『大王墓にみる動物埴輪』高槻市立今城塚古代歴史館

小笠原好彦 1994 「飛鳥敷石考」『日本考古学』1 pp.127-138

岡田精司 1983 「大王就任儀礼の原形とその展開」『日本史研究』245 pp.1-32

尾畑喜一郎 1981 「高市皇子尊殯宮挽歌-殯宮の場と匍匐の呪儀をめぐって-」『國學院雑誌』82-5 pp.1-23

筧敏生 2000 「神・天皇への拍手儀礼」『ヒストリア』168 pp.129-151 大阪歴史学会

筧敏生 2001 「東アジアにおける跪礼の伝統と忌避意識」『日本歴史』640 pp.1-17 吉川弘文館

河内一浩 2017 「跪坐人物埴輪素描-近つ飛鳥博物館所蔵品から-」『埴輪論叢』7 pp.167-174 埴輪検討会 岸俊男 1988(1975) 朝堂の初歩的考察」『日本古代宮都の研究』pp.239-270 岩波書店

人物が跪くのはどのような場面なのか(日高 慎)

熊谷公男 1999 「跪伏礼と口頭政務」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』32 pp.35-86 黒﨑淳・小森哲也 2018「" 芳賀の歩けオロジスト"佐藤行哉の業績とその生涯(3)」『栃木県考古学会誌』39

pp.81-107 栃木県考古学会

黒澤彰哉 2008「 ある跪く人物埴輪のふるさと」『婆良岐考古』30 pp.71-86 婆良岐考古同人会

黒澤彰哉ほか 2004 『茨城の形象埴輪』茨城県立歴史館

後藤守一 1942 『埴輪』アルス

小林行雄 1944 「埴輪論」『史迹と美術』15-4 pp.105-114

佐伯有清 2000 『魏志倭人伝を読む 上』吉川弘文館

坂本太郎ほか校注 1965 『日本書紀 下』(日本古典文学大系68) 岩波書店

佐々木憲一 2020 「古墳時代の文字」『考古学と歴史学』pp.165-226 中央大学出版部

佐竹昭広ほか校注 1999 『万葉集 一』(新日本古典文学大系 1) 岩波書店

佐野真人 2016 「天地四方拝の受容」『神道史研究』64-1 pp58-82

城倉正祥編 2017 『殿塚・姫塚古墳の研究-人物埴輪の三次元計測調査報告書-』六一書房

新川登亀男 1999(1986) 「小墾田宮の匍匐礼」『日本古代の儀礼と表現』pp.22-45 吉川弘文館

武光 誠 1998(1976) 「古代日本と朝鮮の立礼と跪礼・匍匐礼」『律令制成立過程の研究』pp.150-160 雄山閣

塚田良道 2000 「古墳時代における男女の「坐」の系譜」『総合女性史研究』17 pp.21-38

東海村教育委員会 2006 『常陸茅山古墳発掘調査報告書』

西本昌弘 1987 「古礼からみた内裏儀式の成立」『史林』70-2 pp.81-96

萩原恭一・能勢幸枝 2005 「千葉県印旛郡印旛村江川古墳出土の埴輪-四つ這う人物埴輪-」『埴輪研究会誌』9 pp.113-117 埴輪研究会

橋本博文 1980 「埴輪祭式論」『塚廻り古墳群』pp.337-368 群馬県教育委員会

橋本博文 1992 「古墳時代後期の政治と宗教」『日本考古学協会 1992 年度大会研究発表要旨』pp.81-96

埴輪研究会茨城会員編 2019 『はにわのとも』第93号 埴輪研究会

日高慎 2015 『東国古墳時代の文化と交流』雄山閣

日高慎 2020a 「墳時代に租税徴収はあったのかー管理方法の再検討-」『世界と日本の考古学』pp.347-358 六一書房

日高慎 2020b 「王権継承の場所を考古学から考える」『史境』79・80 pp.59-80 歴史人類学会

藤野岩友 1976(1972) 「中国古代の坐法」『中国の文学と礼俗』pp.295-301 角川書店

増田精一 1976 『埴輪の古代史』新潮社

水野正好 1971 「埴輪芸能論」『古代の日本 2 風土と生活』pp.255-278 角川書店

水野正好 1974 「埴輪体系の把握」『古代史発掘7 埴輪と石の造形』pp.136-204 講談社

水野正好 1991 「王権継承の考古学事始」(インタヴュー)『DOLMEN』5 pp.4-39

森田克行 2011 『よみがえる大王墓・今城塚古墳』新泉社

森田克行 2017 「猿形埴輪の真相ー今城塚古墳出土獣脚埴輪の新解釈-」『高槻市文化財年報 平成 27 年度』 pp.43-52 高槻市教育員会

門田誠一 2019 「跪拝と倭人の搏手」『文化史学』75 pp.1-16 文化史学会

八木奘三郎 1897a 「常武両国新発見の埴輪に就て」『東京人類学会雑誌』131 pp.175-188 八木奘三郎 1897b 「常武両国新発見の埴輪に就て」『東京人類学会雑誌』137 pp.426-451 和田萃 1995(1969) 「殯の基礎的考察」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 上』pp.7-83 塙書房 渡辺瑞穂子 2009 「藤原京跡呪符木簡と元日四方拝の成立」『神道宗教』215 pp.75-98

写真 1

常陸大宮市歴史民俗資料館提供

図版引用文献

第1図-1 群馬県教育委員会 1980『塚廻り古墳群』

第1図-2 小松市教育委員会1992『矢田野エジリ古墳発掘調査報告書』

第1図-3 いわき市教育委員会 2017『神谷作古墳群』